



## 空家等の対策の推進に係る連携協力に関する協定書

旭川市(以下「甲」という。)及び公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部(以下「乙」という。)は、空き家及び空き家となる予定の住宅等(以下「空家等」という。)の対策の推進に係る連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、旭川市内の空家等の対策を進めることにより、空家等が市民生活に及ぼしている影響を改善し、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進することを目的とする。

### (連携の実施)

第2条 甲及び乙は、旭川市内にある空家等の流通の促進等に関し、空家等の売却や賃貸などを希望する所有者、管理者その他の関係者からの相談等に連携して対応する。  
2 前項の連携の具体的な内容は、甲及び乙が別途協議の上、確認書を締結して定めるものとする。

### (有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前迄に甲又は乙から更新しない旨の意思表示がなされない限り、この協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### (その他)

第4条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月25日

旭川市6条通9丁目  
甲 旭川市  
旭川市長

西川 将



旭川市7条通20丁目  
乙 公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会旭川支部  
支部長

熊野 博幸



## 空家等の対策の推進に係る連携協力に関する確認書

(目的)

第1条 この確認書は、旭川市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部（以下「乙」という。）が「空家等の対策の推進に係る連携協力に関する協定」（以下「協定」という。）に基づく連携の具体的な内容を定めることを目的とする。

(連携の範囲)

第2条 甲及び乙が連携する範囲は、旭川市内にある空き家及び空き家となる予定の住宅等(以下「空家等」という。)の流通の促進等に関し、空家等の売却、賃貸等を希望する所有者、管理者その他の関係者(以下「所有者等」という。)から甲に寄せられた相談等への対応とする。

(甲が行う対応)

第3条 甲は、所有者等から相談等が寄せられた場合、氏名、連絡先及び空家等の所在地などの情報を乙へ提供する同意を得た上で、これらの情報を乙へ提供し、相談等の対応を依頼することができる。

2 甲は、前項に規定する依頼の対応結果について、必要に応じて乙に確認することができる。

3 甲は、所有者等から空家等に関する相談等を受けることができることを、広く周知するよう努めなければならない。

4 甲は、所有者等から空家等に関する相談等を受けた際に必要があるときは、乙が行う対応を説明しなければならない。

5 甲は、空家等における流通の促進等に関し、必要に応じて乙に相談するものとする。

(乙が行う対応)

第4条 乙は、甲から前条第1項に規定する依頼を受けた場合、甲に相談した所有者等(以下「相談者」という。)の希望に基づき、乙の協会員から相談等を担当する事業者(以下「相談担当者」という。)を選任し、相談担当者に対応させるよう努めなければならない。

2 前項の規定により選任する相談担当者は、相談者の意向により、複数の協会員を選任することができる。

3 相談担当者は、相談者の意向により、当該空家等に係る不動産取引の媒介若しくは代理又は当該空家等の購入、受贈、賃貸等の契約を相談者と締結することができる。ただし、これらの契約に関しては、甲は関与せず、一切の責を負わない。

4 乙は、相談担当者を選任した際には、速やかに甲に報告するものとする。また、第3条第2項に基づく甲からの確認があったときは、対応結果について、速やかに甲に報告するものとする。

- 5 第1項の規定により選任された相談担当者は、甲から対応を依頼された空家等について、相談者の希望などを踏まえた具体的な売却や賃貸等の対応案を相談者に提示するものとする。
- 6 乙は、甲から前条第3項に規定する周知に関するパンフレット等の配布及び掲示の協力依頼を受けた場合、自ら依頼に協力し、また、乙の協会員に対して協力を求めるものとする。
- 7 乙は、甲から前条第5項に規定する相談等を受けた場合、乙の会員の中から必要な支援を行うものを選任し、これを遂行する。

(個人情報等の保護)

第5条 乙及び相談担当者は、前条に規定する対応を行う上で知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。ただし、当該相談者の同意を得た場合は、その限りでない。

(確認の解除及び変更)

第6条 この確認は、協定が効力を失った場合には、自動的に解除されることとする。

2 甲及び乙は、協議によりこの確認の内容を変更する場合は、改めて確認書を取り交わすものとする。

(確認に定めのない事項)

第7条 この確認に定めのない事項等が生じた場合又はこの確認の解釈に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

